

諮問番号：行政不服審査諮問第12号

答申番号：川情審査行服答申第12号

答 申

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、平成31年1月18日付けで審査請求人〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏（以下「請求人」という。）に対して行った保育所等利用保留処分について請求人が平成31年3月28日付けで提起した審査請求（平成31年（審）第1号及び平成31年（審）第2号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。また、処分義務付けの申立については、却下するのが妥当である。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人は、請求人の子〇〇〇〇及び〇〇〇〇（以下「対象児童」という。）について、平成31年4月1日からの保育所の利用を希望し、第1希望を〇〇〇〇保育所、第2希望を〇〇〇〇保育所、第3希望を〇〇〇〇保育園（以下これらを「本件各保育所」という。）とし、利用の申込みを平成30年10月5日に請求人の子（対象児童の兄）が通う〇〇〇〇保育所経由で処分庁に対して行った。なお、同申込みでは、「兄弟姉妹と同一時期であれば別々の保育所等でも利用できればよい」及び「希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する」を希望していた。処分庁は、〇〇〇〇に係る申込みを平成30年10月15日に、〇〇〇〇に係る申込みを平成30年10月16日にそれぞれ受理した。
- 2 処分庁は、本件各保育所の利用を希望する児童が本件各保育所の募集人員を超えたため利用調整を行った結果、対象児童について、本件各保育所の利用を保留とする旨の処分（以下「本件処分」という。）を平成31年1月18日に行い、同日付で保育所等利用保留通知書を審査請求人宅に送付した。なお、処分庁は、本件処分の理由として、利用調整の結果、定員に空きがないためとしている。
- 3 請求人は、平成31年1月19日に本件処分があったことを知った。

- 4 請求人は、平成31年3月28日付けで、本件処分の取消及び対象児童に保育園の入所資格を認めることを義務付けることを求める趣旨の本件審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

次の理由から処分庁の行った本件処分の取消を求めるとともに、対象児童に保育園の入所資格を認めることを義務付けることを求めるもの。

(1) ○○○○の「就学」の区分の認定が誤りであること

ア 対象児童の父である○○○○（以下「父」という。）は、本件処分時において米国の○○○○州に所在する○○○○大学ロースクールに留学中であり、実質的かつ物理的に対象児童の保護をすることが24時間不可能な状況であることが明らかであるにもかかわらず、処分庁は、時間割表のみに依拠して川口市保育所等利用調整基準指数表（以下「指数表」という。）において、父の状況を「就学」の区分「月120時間以上」の指数「15」として認定した。

イ 処分庁は、実質的な状況として父が海外に留学していて対象児童の保護をすることが不可能な状況であることを知っていたにもかかわらず、当該事情をあえて保育の必要度を測る上での事情としなかった。当該事情をみれば、本来であれば父の「就学」の区分は「月160時間以上」の指数「18」として認定することの方が完全に実態に即しているところ、指数表の趣旨を一切斟酌せず無理やり請求人に不利益、利用者間に不公平が生じる当てはめを行ったことは、処分庁の裁量権を逸脱したものである。

(2) 父の状況として「単身赴任」と認定しないこと

ア 就労による単身赴任（以下「単身赴任」という。）と就学による単身赴任（以下「単身留学」という。）を比較すると、単身留学の方が一般的に世帯にかかる生活費の負担が大きいと言えることから、利用調整を行う制度の趣旨に従えば、優先的に保護されるべきである。

イ 処分庁は、指数表を公平に各世帯の家庭環境、状況等の事案に応じて入所の優先度を測るため、各世帯の置かれている客観的な状況の積み重ねを基に指数を算出するためのものとしているにもかかわらず、保護者が単身赴任をする場

合と単身留学をする場合とにおいて、残された家庭にどういった影響を与えるかといった客観的な事情を一切検討、考慮していない。一方で、処分庁は、単身赴任と単身留学は世帯における客観的な状況として片方の保護者が川口市から離れた場所で生活しているという点においては同じなのに単身赴任の場合のみ優先度を上げ、単身留学による場合は優先度を上げないことについて、片方の保護者が川口市から離れた場所で生活しているという状況が生じた原因が自己にあるか否かという主観的な事情で判断するとしている。すなわち、単身赴任は就労という世帯の生活を支える根幹となるものであり、勤務先から勤務を命ぜられれば自らの希望に添わないからといってこれを拒否することは難しいといった当事者の主観的な事情のみを考慮に入れて判断を行っている。

ウ このことは、指数表の審査基準とその判断方法に矛盾が生じていると言えるし、処分庁の主張するように請求人本人の選択や帰責性の有無といった主観的な事情が考慮されるのであれば、付加指数の「虐待」の区分に見られるように保護者の帰責性が強いにもかかわらず指数表において付加指数が加算されるのは、保育所の利用調整により法的利益を受ける者が保護者ではなく児童であるからと考えられる。そうすると、本件処分においても法的利益を受ける者である対象児童の指数を判断するに当たり、法的利益を受けない者である父の主観的な事情を考慮して判断を行ったものであり、妥当ではなく誤りである。

エ よって、対象児童における客観的な事情を一切検討、考慮せず、法的利益を受けない父の主観的な事情を考慮して、父の状況について指数表の付加指数における「単身赴任」に該当しないと判断した処分庁の判断は誤りであり、処分庁の裁量権を逸脱したものである。

2 処分庁の主張

- (1) 請求人は、父の状況について米国の〇〇〇〇州に所在する〇〇〇〇大学ロースクールに留学中であることから実質的かつ物理的に対象児童の保護をすることが24時間不可能な状況であるとし、よって指数表における基礎指数である「就学」の区分について、「月160時間以上」の指数「18」であると主張している。

しかし、指数表は、公平に各世帯の家庭環境、状況等の事案に応じて入所の優先度を測るため、各世帯の置かれている客観的な状況の積み重ねを基に指数を算

出するためのものであるところ、基礎指数の「就学」の区分は、ここに該当する保護者の就学実態を客観的に当てはめる項目であって、あくまで現に就学している時間のみを指数に反映させるものであり、それ以外の事情を個別具体的に考慮することはない。仮に、請求人が主張するとおり、父が保護をすることが24時間不可能な状況であったとしても、そのことを斟酌し、父の「就学」の区分を「月160時間以上」の指数「18」とすることは、就学の時間を保護者の状況として指数に反映させるという本来の意図からかけ離れたものであり、却って不公平を招くものである。

よって、父の指数表における「就学」の区分は、「月120時間以上128時間未満」に該当し、基礎指数は「15」となる。

- (2) 指数表では、基礎指数において世帯の置かれている基本的な状況を、付加指数において世帯の個別具体的に特に考慮すべき状況を指数として設定している。請求人の置かれている、父が世帯から離れて生活しているという状況については、付加指数で検討することになり、具体的には「単身赴任」の項目に該当するか否かを検討することとなる。

指数表において「単身赴任」の項目を設けて該当する世帯の優先度を上げている理由は、本来2人の保護者によって保育するべきところが、片方の保護者に保育の負担が集中することを考慮したものであるが、単身赴任による就労とは、世帯の生活を支える根幹となるものであり、勤務先から勤務を命ぜられれば自らの希望に添わないからといってこれを拒否することは難しいものである。

一方、それ以外の場合は自らの意志により行うものであり、片方の保護者が川口市から離れた場所で生活する状況になることを回避する選択もあったにもかかわらず、その選択をせずに、かつ、予めその状況になることを了知した上で選択した結果である。これらの場合を、世帯における客観的な状況として、片方の保護者が川口市から離れた場所で生活しているという一事を以て単身赴任と同列に扱うことは、却って不公平を招くことになる。したがって、付加指数では、勤務先からの命令による就労を「単身赴任」とし、これに該当する場合のみ1点を加算することとしている。

請求人の世帯において、父は単身留学であり、勤務先からの命令による就労ではない。したがって、付加指数における「単身赴任」には該当しない。

第4 審理員意見書の判断

1 本件処分に至るまでの経緯について（認定事実）

第2の審査請求の経緯等によるもののほか、認定される事実は次のとおりである。

(1) 請求人の希望する保育所の1歳児クラスの募集人員及び入所希望者数

ア 第1希望 ○○○○保育所 募集人数 ○○名 入所希望者 ○○名

イ 第2希望 ○○○○保育所 募集人数 ○○名 入所希望者 ○○名

ウ 第3希望 ○○○○保育園 募集人数 ○○名 入所希望者 ○○名

(2) 処分庁は、請求人から提出された保育所等利用申込書、就労状況証明書、在学証明書、時間割に基づき、請求人の世帯の指数を次のとおり算定した。

ア 父の基礎指数 就学（月120時間以上） 15点

イ 母の基礎指数 自宅外労働（月160時間以上） 20点

ウ 利用調整対象月（平成31年4月）時点における同居する兄弟姉妹の市内保育所等の利用 0.8点

エ 利用申込児童以外で、同居する小学生以下の監護児童がいる場合（監護児童1人につき0.5点×2人） 1点

オ 同居する学生以下の監護児童に多胎児がいる場合 0.5点

カ 母が育児休業中 1.8点

合計 39.1点（○○○○・○○○○とも同点）

(3) 処分庁の作成する指数表は、川口市支給認定及び利用調整等事務取扱要綱別表第5に規定されており、基礎指数及び付加指数から構成され、保育の必要度とは、この基礎指数における評価と付加指数における評価との合算により2段階で測っている。また、基礎指数は、「就労」「就学」「求職活動」「出産」「疾病・障害」「介護・看護」「災害」「虐待等」「その他」「保護者不存在」といった区分を設けている。

一方、付加指数は「保護者」「利用申込児童」「障害等」「兄弟姉妹」「勤務」「虐待」「その他」の区分からなり、それぞれの事情が記載されている。

2 本件に係る法令等の規定について

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定によると、市町村は、保育を必要とする児童について、保育所において保育をしなければならないとされている。

一方、同条第3項の規定によると、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとされている。

そうすると、児童福祉法第24条は、利用調整を行い、保育を受ける必要性が高いと認められる児童から利用の決定を行い、その結果、利用が保留となる児童が発生することを想定しているものと解される。したがって保育を必要とする全ての児童をいかなる場合においても保育所で保育することまでを義務付けているとは解されない。

- (2) 次に保育所の利用について募集人員を上回る利用の希望があった場合には利用調整を行うこととなるが、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」（平成27年2月3日雇児発0203第3号他）3(1)によれば、利用調整は、各市町村において、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用をあっせんすることとし、高い指数の順番からあっせんした上で、同じ指数であれば、利用希望順位を踏まえて利用をあっせんすることが原則とされている。

もっとも、その利用調整をどのように実施するかについては、処分庁の広範な裁量に委ねられており、川口市においては川口市支給認定及び利用調整等事務取扱要綱の規定に基づき利用調整が行われているところ、当該裁量に濫用、逸脱があったと認められるときは、当該利用調整に基づく利用決定は、違法ないし不当なものとの評価を受けるものである。

3 指数表における基礎指数の就学区分の認定について

- (1) 本件処分に係る父の指数表における基礎指数の「就学」の区分の認定について、処分庁は、請求人から提出された在学証明書及び時間割表を基に、父の指数を「15」と認定した。（1ヶ月の就学時間122時間40分）

(2) この点について、父の就学時間がそれ以上であることを示す資料はなく、請求人自身も時間割を基に算定した父の就学時間が月122時間40分であること自体を争う旨の主張はないことから、処分庁が行った指数表における父の基礎指数の「就学」の区分の認定について事務処理上の問題や職権濫用といった違法ないし不当な点は見あたらない。

(3) 請求人は、申込時において父が米国の〇〇〇〇州に所在する〇〇〇〇大学ロースクールに留学中であることを処分庁は把握しており、実質的かつ物理的に対象児童の保護をすることが24時間不可能な状況であることが明らかであることから、同区分における保護者の状況として最高となる「月160時間以上」に認定されるべきであり、よって同区分における指数は「18」であるべきと主張している。

つまり、請求人は、父は米国にて就学をしていることにより実質的に対象児童の保育ができないのだから、処分庁はそのことを斟酌し、就学以外の時間についても就学しているものとして就学の指数に反映させるべきであり、反映させないことは各家族の家庭環境・状況に応じ、保育園の待機児童を衡平に利用調整を行う指数表の制定目的を明確に没却していると主張する。

(4) 一方、処分庁は、指数表による指数づけについて、基礎指数と付加指数に分け、基礎指数では世帯の置かれている基本的な状況の指数づけを、付加指数ではその他特に考慮すべき状況の指数づけを行い、その合計値を世帯の指数として評価しているとし、基礎指数の「就学」の区分は、保護者の就学実態を客観的に当てはめる項目であって、あくまで現に就学している時間のみを指数に反映させることを意図して設けたものであるとしている。

(5) 指数表による指数づけについては、どのような事実を基礎とし、また、基礎とした事実によりの程度の指数を振り分けるかは処分庁の裁量であるものの、各世帯における家庭環境、状況等の事情に応じて申請者ごとに保育の必要度について指数づけを行うための客観的な基準となるべきものであり、一義的な判断が可能な程度までできる限り具体化されるべきものである。

(6) そして、各世帯の置かれている客観的な状況が同じであっても各世帯における個別具体的な実質的な状況を詳細に見れば千差万別であるのは当然であり、各世帯が置かれ得るあらゆる状況を想定し、指数表に反映させることは妥当ではない

し、また、各世帯におけるあらゆる実質的な状況が申請されたとして、これを処分庁において正確に把握することも申請者において立証することも困難であることからすれば、処分庁の作成した指数表自体に特段の裁量権の濫用を認めることはできない。

また、基礎指数における区分について、その内容からすれば、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号に掲げる事由に沿って設定された保育を必要とする基本的事情と認められるし、ここで評価検討されるべきものは、保育を必要とする基本的な理由であって、各世帯が有する個別具体的な事情ではない。さらに、基礎指数における「就労」、「就学」の項目とは、その事由によって保育に従事できない時間的長さだけを測るものであって、就労、就学場所と保育場所との空間的距離を測るものではない。

このことからしても、基礎指数において父が米国にて就学しているという個別の事情を汲まなかったことに違法な点があったとすることはできない。

- (7) なお、請求人は、父が24時間対象児童の保護が不可能なことを理由に就学以外の時間についても就学しているものとして基礎指数における「就学」の指数に反映させるべきと主張すると同時に、併せて海外に留学していることを理由に付加指数において単身赴任にも該当すると主張する。

しかしながら、請求人の主張のとおりとすると、本来、指数表においては保育の必要度を測る上での事情をそれぞれ汲み、指数を積み上げた合計値で利用調整を行うところ、基礎指数における「就学」の区分において、本来2人の保護者によって保育するべきところが片方の保護者への保育の負担の集中する事情を汲み、さらに付加指数においても同様の事情を汲むことになり、ひとつの事情を2回汲んでいることになる。

その点から考えても請求人の主張には理由がなく、処分庁が基礎指数において父が米国にて就学しているという個別の事情を汲まなかったことに違法な点があったとすることはできない。

4 海外と国内の教育機関への就学者を区別していない点について

- (1) 請求人は、指数表について海外の教育機関への留学者を含むことを前提に指数表を策定していたとすれば、海外の教育機関への就学者と国内の教育機関への就学者を同様に指数表に当てはめれば不公平が生じることを予め認識しておきな

がら、あえて専用の就学区分を設けず、注意書きにて説明しなかったことは、裁量権を逸脱しているなどとも主張している。

- (2) しかしながら、上述したとおり、指数表における指数づけについては、一義的な判断が可能な程度までできる限り具体化されることが望ましいものの、どのような事実を基礎とし、また、基礎とした事実によどの程度の指数を振り分けるかは処分庁の裁量であり、世帯の置かれている基本的な状況の指数づけは基礎指数で行い、その他の特に考慮すべき状況の指数づけは付加指数で行うこととしたことは不合理とは言えず、裁量権の濫用は認められない。
- (3) そして、「就学」の区分は基礎指数であるところ、海外の教育機関への就学か国内の教育機関への就学かといった空間的距離を測ることを意図しているのではなく、現に就学している時間を抽出することを意図しているとしていのであるから、処分庁が基礎指数の「就学」の区分において海外への就学者のための就学区分を設けなかったこと、また、海外の教育機関への就学者と国内の教育機関への就学者とを区別しなかったとしても不合理とは言えない。

5 付加指数における評価

- (1) 利用調整における具体的な取扱いについては、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号に掲げる事由の他、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日雇児発0910第2号他）第2の7に規定する優先利用を踏まえ、各市町村において、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行うこととされ、当該規定によれば優先利用の対象となる事項については、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において検討、運用する必要があるとされている。
- (2) 処分庁においては、請求人の世帯の具体的状況として、片方の保護者である父が川口市から離れた場所で生活しているという点に関し、付加指数における「単身赴任」には該当しないとして指数づけを行っていない。
- (3) その理由について処分庁は、単身留学は自らの意志により行うものであり、片方の保護者が川口市から離れた場所で生活する状況になることを回避する選択もあったにもかかわらず、その選択をせずに、かつ、予めその状況になることを了知した上で選択した結果であるのに対し、就労における単身赴任は世帯の生

活を支える根幹となるものであり、勤務先から勤務を命ぜられれば自らの希望に添わないからといってこれを拒否することは難しいものであることから、片方の保護者が川口市から離れた場所で生活しているという状況が生じた原因が自己にはなく、これらの場合を片方の保護者が川口市から離れた場所で生活しているという一事を以て同列に扱うことは却って不公平を招くことになるからとしている。

- (4) 上述したとおり、どのような事実を基礎とし、また、基礎とした事実によどの程度の指数を振り分けるかは広く処分庁の裁量であるところ、事実発生の原因に着目することなく、片方の保護者が川口市から離れた場所で生活しているという一事を以て同列に扱うことは却って不公平を招くことになるという処分庁の理由には合理性があり、裁量権を逸脱しているとは言えない。
- (5) したがって、父が米国にて就学しているという個別の事情を付加指数においても評価しなかったからといって違法であったと言うことはできない。
- (6) なお、請求人は、単身留学と単身赴任では、一般的に言って世帯にかかる経済的な負担は単身留学の方が大きいことから、保育の必要度は単身留学の方が高い等とも主張している。

しかしながら、付加指数における単身赴任加算とは、上述したとおり、そもそも本来2人の保護者によって保育するべきところが、勤務先からの命令というやむを得ない事情に基づく片方の保護者への保育の負担の集中に配慮したものであり、世帯における経済的な負担の大小の問題を理由としたものではない。

そして、単身留学における世帯の経済的負担は、請求人が述べているとおり、各世帯の事情により様々であるから、就労・就学に関し、これを理由とした制度設計をしなかった（付加指数に反映しなかった）としても、違法と言うことはできない。

6 指数表の審査基準とその判断方法に矛盾が生じているとの指摘について

- (1) 請求人は、単身赴任における帰責性の有無について、勤務先から勤務を命ぜられれば自らの希望に添わないからといってこれを拒否することは難しいといった当事者の主観的な事情が基になっており、指数表の審査基準とその判断方法に矛盾が生じていると指摘している。

(2) 確かに、勤務先から勤務を命ぜられれば自らの希望に添わないからといってこれを拒否することは難しいという事情は、人それぞれで違うものであり主観的であると言える。

(3) しかし、勤務先から勤務を命ぜられれば自らの希望に添わないからといってこれを拒否することは難しいだろうという主観は、どのような事実を基礎とし、どのような付加指数の項目を設定するか、という制度設計上の問題であり、処分庁は制度設計において付加指数に単身赴任を設定したのであり、それこそが処分庁の裁量というものである。そして、裁量により設定した項目に対して該当するかどうかの判断に当たっては、申請者から提出された挙証資料による客観的な事実をもって行われるのであるから、何ら矛盾が生じているものではない。

7 その他請求人の主張について

請求人は、付加指数における「虐待」の項目を例に挙げ、保育に係る法的利益を受ける者は児童であって、保護者ではない旨を主張する。

しかしながら、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5に掲げられるとおり、法的利益の対象は明確に分けて検討されるべき性質のものではないから、議論する意味は乏しいし、本件処分の違法ないし不当性を検討する上でも争点たり得ない。

8 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、本件審査請求における処分庁の再弁明書について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の禁反言による信義則違反や時期に遅れた攻撃防御方法を適用させ、無効ないし却下するよう主張しているが、審査請求は行政不服審査法に基づき行われるものであって民事訴訟法が適用されるものではない。さらに、再弁明書における処分庁の主張について、処分庁の主張する「不知」とは、「（基礎指数において）考慮しない」との趣旨と考えられるから、その主張に矛盾している点は認められず、また、行政不服審査法第28条の規定に反し、審理手続の計画的進行を妨げるような事実も認められない。

9 結論

以上のとおり、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきものと考えられる。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和元年12月18日	諮問
令和元年12月24日	処分庁から聴取、審議
令和2年 2月 3日	処分庁から聴取、審議

第6 審査会の判断

1 指数表へのあてはめ

- (1) 保育所への入所の可否については、公平を期すために、指数表に基づいて、その判断がなされている。
- (2) この指数表へのあてはめについては、行政庁には全く裁量の余地のない、いわゆる羈束行為であり、請求人より提出された、アメリカのロー・スクールでの授業時間という客観的な資料に基づき、就学での時間数の判定を行った点に違法な点はない。
- (3) ただし、本件においては、現実的には、父親は育児に従事できない状況であり、この点、審査会は、今後、この種の事案に対応するための指数表の改訂を望むものである。

2 義務付けの申立について

行政不服審査法は、処分義務付けの審査請求を認めていないので、この種の申立は却下すべきである。

3 審理員審理手続について

- (1) 次に、保育所への入所に係る事案の審理員審理手続について、当審査会として次のとおり望むものである。
- (2) 通常、審査請求が提起され、内部決裁を経て審理員が指名されるまで、1週間から10日程度の地方公共団体が多いようである。その後の処分庁の弁明書、審査請求人の反論書、さらには、再弁明、再反論は、それぞれ2週間を区切って行うのが実務となっている。

- (3) さらに、本件は、保育所への入所に関する処分で、その処分の効力は令和2年3月31日までとなっていることから、少なくとも、それまでに裁決が示される必要がある。
- (4) そこで、本件の具体的な手続について見てみると、審査請求の提起が平成31年3月28日であり、処分庁への審査請求書送付が平成31年4月11日であり、そこでは弁明書提出期限が令和元年5月30日とされている。これを受けて、処分庁の弁明書提出は令和元年5月23日（川保入収19号）であり、事案の性格を踏まえれば、大型連休を考慮したとはいえ、通常の弁明書の提出期限の設定が2週間であることと比べると、過度の時間的経過となっている。その後、令和元年6月19日に請求人の反論書が提出されるが、それに対する再弁明書は令和元年7月26日（川保収第174号）に提出され、ここでも通常の期限設定である2週間の2倍以上の時間的経過となっている。その後、再反論書が令和元年8月30日に提出され、当審査会へ諮問が行われたのは令和元年12月18日であるため、答申、裁決とその後の手続を考えれば、仮に請求が認められたとしても、請求人の得る利益は1ヶ月程度であり、場合によっては、処分の時間的効力（令和2年3月31日まで）から、申立利益喪失の可能性すらある。
- (5) 以上のことから、当審査会は、保育所への入所に係る事案については行政不服審査法上の標準審理期間3ヶ月程度（審査会の審査期間を除く）の設定を望むものである。

令和2年2月28日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊